

平成28年3月10日参議院文教科学委員会議事録

参議院議員 松沢 成文

○松沢成文君 松沢成文でございます。

大臣、お元気ですか。

○国務大臣（馳浩君） 元気です。

○松沢成文君 ええ、本当、いつもお元気なお姿を拝見しております、私も元気付けられます。

今日は、大臣の所信から何点か気付いたこと、また、私が問題意識を持っていることを質問させていただきたいと思います。

大臣は、所信においてこう述べていました。文化資源を活用した地域の活性化、観光振興を図る、いいこと言うなあと。実は、私はこの委員会で前下村大臣のときも何度か取り上げたんですけれども、今、江戸城天守閣の復元運動に取り組んでおりまして、今そのNPOがありまして、江戸城天守を再建する会、そのメンバーの一人としてずっとここ数年活動をしております。実は、十二月十四日、私は江戸城天守を復元する会の幹部の皆さんと一緒に大臣室をお訪ねして、私たちの思いをお伝えして、そのときに復元された江戸城天守閣の縮小模型を大臣にプレゼントさせていただいた。あれ、ちゃんと飾っていただいていますかね。——ああ、ありがとうございます。あれ、毎日見ながら仕事をすると大分心に入ってきますので。

この江戸城天守をなぜ復元すべきなのか。これは、また話すと長くなるんですけれども、一つは、東京は経済の都だけれども、歴史、伝統、文化がない、やはりそのモニュメントを造ろうじゃないかということで、歴史、伝統、文化の復興という意味でも、あるいは都市のモニュメントという意味でも江戸城天守は造っていくべきだと。

二つ目に、日本の伝統建築技術の継承を図らなきゃいけないと。特に宮大工や、あるいは、しっくいもお城は使いますから左官職人ですとか、瓦職人、石積み職人、こうした人たちが今どんどん減っているわけですね。こういう大きなプロジェクトによって、そういう皆さんが全国から集まって参加をしてもらって、江戸城の天守を復元できないかと、大きな価値があるということです。

三つ目は経済的な価値でありまして、今でも東京を訪ねる外国人の方が一番たくさん行く場所が皇居なんですね、実は。私は浅草かなと思ったんですけれども。この外国人たちは、みんなそこに行くときと天守

閣はどこですかと聞からしいんです。日本の絵はがきには、姫路城とか大阪城とかみんな天守が付いていますから。ここは江戸のキャッスルがあった、幕府があったのに天守はないのかと、こういうことでありまして、もし江戸城の天守閣があつた東御苑に復元されれば、もう東京の一大観光スポットになると思います。私は、スカイツリーに負けず劣らずの観光客を集めるんじゃないかと。これは必ず観光活性化で経済の活性化につながります。

こういう大プロジェクトを東京オリンピックを契機に、ひとつ東京も新しい町づくりでやっていく、そういう目標を持って、みんなでこれやっていくということが私は大変重要じゃないかというふうに思っています。

また、復元となるといろいろ難しい点もあるんですが、ただ、江戸城の場合は、江戸城の天守閣を造った宮大工の方の子孫が、何とこの設計図に近い江府御天守図というのをずっと保存してきておりまして、この簡単な設計図もあるということで、あと江戸城天守閣を描いた絵画も大分残ってまして、かなり本格的な復元ができる資料もそろっているんですね。

さあ、大臣、東京の活性化、あるいは日本の成長戦略のためにも、江戸城の天守閣を復元していく、こういう大きなプロジェクトについてどうお考えでしょうか、まずお聞きいたします。

○国務大臣（馳浩君） まず最初に、私は、我が国の文化行政、文化財行政にやっぱり新たな視点を持ち込んで、加えて、それを文化庁の組織とともに機能強化していく必要がある、その時代にあるという認識を強く持っているということをお伝えしたいと思います。その一つが、いわゆる文化GDPという考え方であったり、文化財、文化を活用した地域の活性化、地方創生であるということをもっと最初に申し上げておきたいと思っております。その上で。

近世の江戸城には、徳川幕府初代将軍家康から四代家綱の時代まで天守閣が存在したが、一六五七年のいわゆる明暦の大火で消失し、以降、再建されていないと承知しております。一般に史跡等の往時の姿を忍ばせる歴史的建造物を十分な歴史的根拠に基づいて復元することは、地域の活性化や文化振興に資するものであると考えております。

一方で、御指摘の江戸城の天守閣復元を実現するためには課題があります。歴史的建造物の復元は、所有、管理する自治体が行うのが通例ですが、この場合、誰が実施主体となるのか、建築資金をどう確保するのか、十分な民間資金が本当に集められるのか。当時の建築様式

で建造する際の耐震等の問題や遺構保存への影響、皇室用財産の使用に係る問題といった課題について、一つ一つ丁寧かつ慎重に、粘り強く検討していくことが必要であると考えております。

**○松沢成文君** 確かに、これ、実現に向けて動き出すと、様々なハードルが待っているわけですね。

実は、私たちNPOの組織も今度財団法人に移行して、ここがその事業の実施主体になっていこうと。つまり、都や国がやるのではなくて、公共機関がやるのではなくて、あくまでもPPP、公の様々な規制に対して優遇を得ながら、民間主体でやっていこうという事業主体も考えています。

それから、お金でありますけれども、実は名古屋城の本丸御殿とか、あるいはかつて、これは一九〇〇年代の最初ですけれども、小田原城の天守閣を造ったときも、小田原の財界や市民の寄附で全ての金額を賄っているんですね。こういう事例もありますので、私は、今の東京に集まっている企業や団体、あるいは都民の意識から考えると、十分に民間の寄附でも集められると思っています。

私たちの試算では、大体四百億ぐらいで木造で完全復元ができますので、四百億といったら、新国立競技場が千五百億ですからね、それにも勝るとも劣らない価値があると思いますが、それが四百億でできるとなったら、私は一つの東京のレガシーになっていくんじゃないかと思ひまして。あと、法的なものでも建築基準法、文化財保護法、あるいは地主さんのこの宮内庁がどう考えるか、様々ありますが。

ただ、これは難しい、これがあるからできない、できない、できないと言っていたら、一生できないんですね。難しいハードルはあるけれども、それをどう乗り越えるかを考えよう。それは、やっぱり政治のリーダーシップしかないと思うんです。それは、宮内庁の役人にここにお城を造らせてくださいと言ったら絶対に駄目ですと言うに決まっていますから。

ですから、是非とも馳大臣にはそのリーダーシップを期待したいということと、ここからが質問ですが、実は、文化審議会の中にも様々な分科会があって、史跡についても検討する会があります。あるいは、文化財部長の下に史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会というのがあるわけですね。ここで専門家の方々が史跡を復元するためには少なくともどういうことをやらなきゃいけないかという条件を考えてくれているわけです。こういうところに大臣から是非とも、この城郭の復元については様々な効果が見込められるわけ

で、これは江戸城だけじゃないんです、全国でもう十五の城郭で、本物の木造天守を造りたい、あるいは建て直したいという運動が市民運動でどんどん起きているんですね。

もし、こういうところで諮問をして、もう少し、木造の天守を建てやすい、復元しやすいように少し緩和していただければ、私は、全国の地域が立ち上がって、東京だけじゃありません、みんなで我が町のお城をみんなの力で復元しよう、そして観光客を呼ぼう、町のシンボルをつくろうと。郷土愛も育まれるじゃないですか。

是非とも、大臣、こうした大臣が持っている審議会に、城郭の、あるいは史跡の復元に対して柔軟に判断できるように検討してみてもいい、こういうふうにとちょっと諮問していただけないでしょうか。

**○国務大臣（馳浩君）** 先般、大臣室に来られたときに、実は私からもお願いしたのでありまして、一回委員会で質問してくださいと、論点を明らかにしてやはりこの機運を盛り上げる必要があるのではないかと申し上げたら、早速こうして具体的な論点整理の質問をいただいたことにまず感謝申し上げます。

その上で、御指摘のような文化財に寄せられている期待に応えていくためには、復元する歴史的建造物に係る記録、史料等を基に構造、形式等の蓋然性を高める上で十分な調査研究が行われることが重要であると考えております。その上で、文化庁においては、復元整備の可否を判断するに当たって、当該復元整備が史跡等の理解、活用にとって適切かつ積極的意味を持つものと考えられるかどうか等も含め総合的に判断することとしております。

文科省としても、文化財の積極的な活用を図る観点から、歴史的建造物の復元を目指す取組について、専門的知見を生かした技術的指導、助言を行ってまいりたいと思います。

**○松沢成文君** 文化財の保護の審議会の方でも、厳しい復元のための条件を付けるのではなくて復元的整備ということで、ある程度復元に向けての史料がそろっていれば、それはケース・バイ・ケースで議論していこうじゃないかという姿勢もあると聞いていまして、大変有り難いことですが、是非とも文化に造詣の深い大臣、こうした歴史的建造物の復元に向けて、少しでも地域の要望に応えられるような体制をつくっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

二つ目であります。

所信の中で、大臣はスポーツ振興についても幾つか述べておられました。オリンピックについては、確かにオリンピックの担当大臣、遠

藤大臣が担当しているわけですが、スポーツ振興という観点で馳大臣の見解も伺っておきたいと思います。

私も、この委員会で何度となくたばこの問題を取り上げました。実は、東京オリンピックに向けてWHOとIOCは、たばこの煙のないスモークオリンピック、あつ、スモークフリーオリンピックを目指す覚書を締結しております。スモークオリンピックじゃ大変だね。

それで、東京もこれをしっかりやっつけていかなきゃいけないということで、実は私、下村前大臣に何度も要請をしまして、今年の四月か五月ですかね、下村大臣、当時はオリンピック担当大臣も兼ねていましたから、の方から塩崎厚生労働大臣にオリンピックまでに受動喫煙防止法、きちっと作ってほしいということをお大臣から大臣に対して要請を一回言ったんですね。それを受けて今内閣府の下に検討チームができて、関係の省庁がみんな集まってこの法案の検討に入っているわけです。

これは大変な前進だと思っていまして、私も評価をしておるところでありますけれども、大臣、ただ、問題は、この国際的な基準の受動喫煙防止法ですから、努力義務じゃ駄目なんですね、きちっとした法的義務、つまり罰則も付いている。守らない飲食店や守らない個人は罰則もありますよというこの強制力、抑止力がない限り守らないんですね。健康増進法でも受動喫煙防止の努力義務はあります。労働安全衛生法でも、職場の受動喫煙防止の努力義務あるんです。努力義務は幾つもの法律であるんですが、みんな努力義務だから守らないんですね。

ですから、強制力を持っているということと、もう一つは、禁煙が原則なんです。日本だと、分かった分かった、分煙にすればいいんでしょうと。それはやっぱりたばこ会社も、分煙推進、分煙推進、分煙はいいことだと言いますから、みんなそれで思考が止まっちゃうんですね。もう国際基準は、WHOでもIOCでも、もう公共的な施設は全部禁煙原則ですよ、分煙は例外ですよということなんです。

大臣、これをきちっと踏まえておかないと、これ、財務省を始めJTの皆さん、あるいはたばこ議連の皆さんはたばこ産業を守れという方が目的になっちゃっていますので、必ず反対してきます。ここで負けちゃったら元も子もないんですね。

ですから、大臣、是非ともこの国際基準の受動喫煙防止法、つまり禁煙原則、強制力を持った法律を作る、こういう見解をお大臣は持っている期待しているんですが、それでよろしいですね。

○国務大臣（馳浩君） I O CとWHOとの間において二〇一〇年七月にたばこのないオリンピックについて合意されており、二〇二〇年東京大会においても受動喫煙防止対策の推進が求められることになると承知しております。また、WHOは、二〇一〇年にたばこのないメガイベントのためのガイドを作成し、イベントの主催者や開催地政府に受動喫煙防止対策を求めているとも聞いております。

このため、昨年十一月に閣議決定したオリパラ基本方針において、受動喫煙防止については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化するとされたところであります。

これらを踏まえ、本年一月に、内閣官房副長官を座長とし、関係省庁の局長級が構成員となる受動喫煙防止対策強化検討チームが設置されたところであり、私としても、二〇二〇年東京大会だけでなく、その前年に開催されるラグビーワールドカップ二〇一九も念頭に置きながら、効果的な受動喫煙防止対策を講じられるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○松沢成文君 そのとおりですね。ラグビーのワールドカップも三大スポーツメガイベントで、これ対象になりますから、それまでをお願いしたいと思います。

ちょっとしつこいですがけれども、オリパラ競技の大会推進本部、各大臣入っていますよね。ここでも、是非ともたばこ問題推進を議論してほしいんです。ポイントは、馳大臣や遠藤オリパラ担当大臣、それから塩崎厚生労働大臣がスクラムを組んで、麻生財務大臣と戦って勝たなきゃ駄目なんです。これ、財務省は絶対に、もうJTを子会社で抱えちゃっていますから、たばこ事業法でたばこ産業を全部抱えていますから、たばこ規制強化に絶対反対なんです。ですから、あの手この手で邪魔をしてきて、いや、受動喫煙防止法じゃなくて分煙法でいいだろうとかね、こうやってなし崩しにしたいんです。でもそんなことやったら世界の笑い物になっちゃいますから、東京だけですから、オリンピックやるとしてこれできていないのは。

是非とも、大臣、厚労大臣等とスクラムを組んで、こういう会議でしっかりと方針を示していただく、そのリーダーシップを期待したいと思います。

さて、最後の質問ですがけれども、スポーツに関連して今度はゴルフの問題です。

この前は、オリンピックのゴルフ会場をどこにするかって大臣とちよっと質疑をしましたが、今日は、これまたちよっと日本の恥ずかしい問題、ゴルフ場利用税について、大臣にもうちよっと頑張ってもらいたいんですよ。

ゴルフ場利用税、皆さんゴルフやる方は御存じだと思いますが、もうこれスポーツの中で唯一ゴルフだけですから、プレイするときに税金を取られるというのは。これ、ちよっとおかしいですよ。これゴルフ場ももうみんな不満持っています。今、テニスコート利用税とかフットサル利用税なんか取ったら革命が起きますよ、この国は。

ゴルフだけは取り続けているんですね。なぜかという、娯楽施設利用税があって、消費税が導入になったとき、それが廃止になりました。ですから、雀荘もボーリング場もパチンコ屋も、全部娯楽施設利用税、消費税が入るから廃止になったんです。ところが、ゴルフ場だけは、ゴルフをやる人は金持ちの道楽が多いだろう、担税力があるだろう、ここだけは税金取り続けようやということで残っているのがゴルフ場利用税なんですね。ですから、極めて消費税との二重課税という意味でも不公平な私は税制だというふうに思っています。

さあ、まず、大臣、文科省としては、スポーツ振興の立場からこのゴルフ場利用税はもうおかしい、時代遅れだ、廃止をすべきだという見解だと思うんですが、大臣も同じ見解でよろしいですね、文科大臣ですから。

[○国務大臣（馳浩君）](#) 当然です。

[○松沢成文君](#) さあ、これまで、文科省でもこの税制の議論になると、要望で必ず、スポーツ振興のためにはゴルフ場利用税はおかしいから、もう時代遅れだから、スポーツ振興をやらなきゃいけないのにスポーツやるときに税金取り続けるなんておかしいということで要望を出しているんですけども、これが何年たっても全然改革が進んでいかない。

大臣、率直にそれはなぜだと思います。なぜゴルフ場利用税廃止、文科省がこれだけ言い続けているのに全然毎年変わらないのか。どうぞ。

[○国務大臣（馳浩君）](#) やっぱりゴルフ場利用税が入ってくる自治体の首長の反対によるものだと思います。

[○松沢成文君](#) おっしゃるとおりなんですね。この問題は総務省がいつも大反対するんです。つまり、今ゴルフ場利用税は地方税ですから、監督は総務省ですね。

全国のゴルファーがゴルフ場でプレーするときに、大体千円前後取られるわけですよ。それが一度都道府県に入ります。都道府県からまた市町村にバックされるんですね。今、大体年間五百億ぐらいですよ。そのうちの七割は市町村に比例配分されます。要するに、やったゴルファーが多い市町村にたくさん配分されるんですね。ですから、地方の小さな市町村、自治体で、財政が非常に厳しい、でも、ゴルフ場が三つ、四つあって、そこから上がってくるゴルフ場利用税が貴重な財源になっているところが多いと。だから、地方自治体が今財政が厳しい中で、この財源を奪っちゃったら、もう地方自治体は怒りますし、それはかわいそうだということで、総務省が必死になって守るわけですね。

ここは、大臣、やっぱりゴルフ場利用税がなくなっちゃって激変緩和のためにも、そういう市町村に対して何かこういうところで手当てをしますよという代案がないとなかなか動かないんですよ。やはり、これは一つは地方交付税です。今、交付税、結構上がっていますからね。ですから、そういう分を使って、ゴルフ場利用税でへこむ分を地方交付税で埋めていきますよというのが一つのやり方だと思うんですね。やはり、こういう代案を持ってしっかり交渉していかないと、これ、地方自治体は大反対です。

私も県知事やっていました。全国の知事会、ここでも何度か言いましたけれども、みんなもう貴重な財源だ、貴重な財源だと、財源がなくなることを言うなんて、おまえばかじゃないかという発想です。市町村会なんというのはもう大反対の嵐ですね。要するに、自分たちが今までずっともらい続けてきた既得権になっちゃっているんです。だから、それを減らすなんということは、どんな社会の変化があろうと、どんな理由があろうと、俺たちは絶対嫌だと。そういう皆さんが、年末になると自民党税調の周りで、絶対反対、ゴルフ場利用税なんか削るのは絶対反対だというふうにデモンストレーションをしますので、やはりみんな政治家の皆さんは気になりますよね。地元の市町村長さんたち、あるいは市町村議会の議員さんたちがそんなことをやったらみんな怒り出すと。で、全く改革が進まないんですね。

大臣、これはもう本当に恥ずかしいんですが、今ゴルフやるときに税金を取っているなんてもう途上国の発想で、今、日本と韓国ぐらいですよ。そうすると、この前、高市大臣は、いや、アメリカの州でも幾つかありますと。まあ、それは州の自治権でやっているところなんだ。今、国際常識としては、スポーツをやるときに税金を取るなんて



というのは、これはもう本当におかしいんじゃないかという感じです。今度オリンピックをやるわけで、リオのオリンピックからゴルフは復活しますよね。ですから、是非ともこの時期に、そしてまた、消費税がもしかしたら八から一〇に上がる可能性がある、このときにやらないとできないんですよ。

今、大臣、平均すると一回ゴルフプレーするのに幾ら掛かると思います。これ、なかなか当てられる人いないんですけど。ゴルフというと二万、三万掛かるスポーツだと思っているんですが、今もう過当競争でどんどん潰れていきますから、ゴルフ場。六千円ですよ。六千円で、消費税一〇%になったら六千円、そして、ゴルフ場利用税を取られていたら千五百円、千円ですから、合わせると。そうしたら、プレーヤーの四分の一が税金なんていうスポーツがあるかなと。

こういうことをずっとやっているんで、今ゴルフ場はどんどん潰れているんです。最盛期、ゴルファーの人口は一千二百万あった。今、八百万割っちゃっているんですよ。それで、失礼ですが、田舎の方のゴルフ場はばったばった潰れている。これじゃ、地方創生に逆行するじゃないですか。ゴルフ場が潰れたら固定資産税も入らなくなるんです。約百人の雇用もなくなっちゃうんです。それなのに、ゴルフ場利用税は昔からの既得権だ、絶対触らせないとやっているんですよ。

大臣、是非とも、この件について高市大臣と談判してくださいよ。そんな古いことを言っていたんじゃないかと、スポーツ振興しっかりやらなきゃいけない、オリンピックも契機だと、消費税上がるなら、本当に二重課税じゃないかと、これはやっぱり大臣同士で本気になって議論をしていただかないと全く動かないと思うんですが、その覚悟はおありでしょうか。

○国務大臣（馳浩君） 松沢委員御指摘のことは至極ごもっともでありまして、したがって解決するのは一つ、つまり代わりの財源をいかにして国民の理解の下に確保するかということだと思います。地方自治体の首長の財源に対する考え方も、これも私たちも理解してあげる必要があります。したがって、やはり二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックの大会が開催されるまでに、これはやっぱり国家的な課題ではないかという論点から、では代わりの財源をどうやって捻出をして、地方自治体の首長も安心して差し上げるという観点で、私は総体的な議論が必要だと思っています。

今年もまた税の季節がやってまいりますので、早め早めに根回しをして議論を進めたいと思いますし、何とかやっぱりオリンピック・パ

オリンピックの前にこのゴルフ場利用税の撤廃に向けて取り組みたい  
と思います。

○松沢成文君 どうもありがとうございました。